

役員報酬規程

社会福祉法人

長寿会

役員報酬規程

目 次

- 第1条 目的
 - 第2条 定義
 - 第3条 役員報酬
 - 第4条 出張命令
 - 第5条 出張旅費
 - 第6条 出張運賃等
 - 第7条 宿泊料及び日当
 - 第8条 私有車での出張
 - 第9条 出張旅費の精算
 - 第10条 役員慶弔見舞金
 - 第11条 役員退任手当
- 付 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長寿会の役員報酬、退任手当、旅費、慶弔見舞金等に関する事項を定め、適正な支出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事長、理事、監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(役員報酬)

第3条 役員報酬は、次の区分により支給する。

その額は、下の表の額に源泉課税を加算した額を支給とする。

- (1) 理事長、理事、監事が理事会に出席した場合。
- (2) 評議員が評議員会に出席した場合。
- (3) 理事長が、理事会出席以外で法人及び施設の運営のためにその他の業務に当たった場合。
- (4) 理事、評議員が理事長の命を受けて、その他の業務に当たった場合。

区 分	理事会出席	その他の業務
理事長	5,000 円	30,000 円
役員	5,000 円	20,000 円

区 分	評議員会出席	その他の業務
評議員	5,000 円	20,000 円

- 2 理事会出席に要する距離が著しく遠方の場合や、業務遂行の場所が遠方の場合はその実費を支給することができる。
- 3 長寿会職員が、役員を兼任する場合は、支給しない。

(出張命令)

第4条 理事長は、法人運営に必要な役員研修、その他業務の円滑な遂行を図るために、出張命令を発することができる。

(出張旅費)

第5条 旅費は、合理的な経路により計算した実費とする。ただし、予算の都合により打ち切り旅費を支給することができる。

(出張運賃等)

第6条 出張中、タクシー、ハイヤーその他これに準ずる交通機関を利用した場合で、特に法人が必要と認めた場合は、その実費を支給する。

(宿泊料及び日当)

第7条 宿泊料は次の通りとする。

区分	宿泊料
役員	東京都・横浜市・大阪市 名古屋市・京都市 20,000 円
	上記以外 15,000 円
その他 理事長が 認めたもの	15,000 円

2 研修会等で宿泊先の指定の場合、その他業務の都合により、所定の宿泊料で不足となる場合で、法人が認めた場合に限りその実費を支給する。

(私有車での出張)

第8条 法人所有以外の自家用車等による出張を命じた場合は、燃料費・車両損料・保険料等を含む車両使用料として、1 km あたり25円支給する。

2 私有車による出張中の車両の損傷・事故にかかる全支出は、すべて自己の負担とする。

(出張旅費の精算)

第9条 出張旅費は原則として概算払いとし、帰着後1週間以内に精算を行うものとする。

(役員慶弔見舞金)

第10条 役員慶弔見舞金は次のとおりとする。

死亡弔慰金

香典 10,000円と弔電及び生花

2 特に功労があった場合、又は慶弔見舞金支給が適当と認められる事由があった場合は、理事長の決定により本規程の金額を増額し、あるいは特別に支給することがある。

- 3 災害、事故、その他これに類するもので、理事長が特にその必要を認めた場合は、30,000円を上限として対応する。
- 4 長寿会職員は適用しない。

(役員退任手当)

第11条 役員退任手当は、役員に適用し、その者が退任した場合（死亡した場合含む）に支給する。

- 2 役員退任手当の額は次のとおりとする。
- 3 長寿会職員は適用しない。

区 分	2 年未満	2 年以上
理事長	30,000 円	50,000 円
上記以外の役員	20,000 円	30,000 円

付 則

- 1 この規程は、平成 26年 4月 1日から施行する。
1. この規程は、平成 30年 2月 16日から施行する。